

東京都立大森高等学校（定時制課程）いじめ防止基本方針

1 基本方針策定の意義

いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題であり、とりわけ学校においては、いじめ問題に適切に対処し、生徒が安心して学校生活を送ることができるようにすることが重要である。

本校では、学校におけるいじめ問題を克服し、生徒の尊厳を保持する目的の下、東京都（以下「都」という。）、区市町村、学校、家庭、地域住民その他の関係機関が相互に連携し、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）や東京都いじめ防止対策推進条例（平成 26 年東京都条例第 103 号。以下「条例」という。）、東京都いじめ防止対策推進基本方針（平成 26 年 7 月 10 日 東京都・東京都教育委員会決定）、「いじめ総合対策【第 2 次・一部改定】」（令和 3 年 2 月）等に基づき、いじめの防止等（いじめの未然防止、早期発見、早期対応及び重大事態への対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、「東京都立大森高等学校（定時制課程）いじめ防止基本方針」を定める。

2 いじめの定義

この基本方針において「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 いじめの禁止

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、いじめを受けた生徒の心に長く深い傷を残すものである。

いじめは絶対に許されない行為であり、全ての生徒は、いじめを行ってはならない。

4 いじめ問題への基本的な考え方

いじめは、どの学校でも起こり得るという認識の下、東京都、及び学校は、日常的に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、速やかに解決する必要がある。

とりわけ、生徒の尊い命が失われることは決してあってはならず、早期発見・早期対応を基本として保護者、地域及び関係機関と連携して取り組むことが必要である。

(1) いじめを生まない、許さない学校づくり

いじめに関する生徒の理解を深める。

生徒がいじめについて深く考え理解するための取組として、ホームルーム活動、生徒会等による主体的な取組への支援などを通じて、生徒がいじめは絶対許されないことを自覚するように促す。

(2) 生徒をいじめから守り通し、生徒のいじめ解決に向けた行動を促す。

いじめられた生徒を守る。

いじめられた生徒からの情報やいじめの徴候を確実に受け止め、いじめられた生徒が安心して学校生活を送ることができるようにするため、いじめられた生徒を組織的に守り通す取組を徹底する。

生徒の取組を支える。

学校は、周囲の生徒がいじめについて知っていながらも、「言ったら自分がいじめられる。」などの不安を抱えていることを直視し、勇気をもって教員、保護者等に伝えた生徒を守り通すとともに、周囲の生徒の発信を促すための生徒による主体的な取組を支援する。

(3) 教員の指導力の向上と組織的対応

学校一丸となって取り組む。

いじめ問題に適切に対応できるようにするため、個々の教員のいじめ問題への鋭敏な感覚と的確な指導力を高める。

また、教員個人による対応に任せることなく、学校全体による組織的な取組により解決を図る。

(4) 保護者・地域・関係機関と連携した取組

社会総がかりで取り組む。

いじめが複雑化・多様化する中、学校がいじめ問題を迅速かつ的確に解決できるようにするため、保護者や地域、関係機関と連携し、社会総がかりでいじめ問題解決に向けて取り組む必要がある。

保護者は、その保護する子どもがいじめを行うことのないよう、家庭での話し合い等を通して、規範意識を養う指導などに努めるとともに、子どもをいじめから保護する。

また、いじめの情報を得た場合には、学校に速やかに連絡、相談するなど学校によるいじめの防止等の取組に協力するよう努める。

5 学校及び教職員の責務

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、在籍する生徒の保護者、地域住民並びに関係する機関及び団体との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する責務を有する。

6 いじめ防止等のための組織

(1) 学校いじめ対策委員会

ア 設置の目的

本校は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、「学校いじめ対策委員会」を組織する。

イ 所掌事項

- ・学校におけるいじめの防止等のための対策の推進に関する事項
- ・いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携に関する事項
- ・その他、いじめの防止等のための対策の推進に必要な事項

ウ 会議

開催は必要に応じて臨時に招集するものとする。

エ 委員構成

構成メンバーは、校長・副校長・生活指導主任を中心とした全職員・スクールカウンセラーとし、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の中核となる役割をもつ。

(2) 学校サポートチーム

ア 設置の目的

本校は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、「学校サポートチーム」を組織する。

イ 所掌事項

- ・学校におけるいじめの防止等のための対策の推進に関する事項
- ・いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携に関する事項
- ・その他、いじめの防止等のための対策の推進に必要な事項

ウ 会議

開催は必要に応じて臨時に招集するものとする。

エ 委員構成

構成メンバーは、校長・副校長・学校運営連絡協議会協議委員・生活指導主任・当該学年担任・養護教諭・スクールカウンセラーとする。

7 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

ア 学級担任による問題を抱えた生徒への積極的な働きかけ

学級担任は、学級経営の責任者であり、いち早く学級内の生徒の変化に気付くことができる立場にあることをしっかりと自覚し、とりわけ問題を抱えていると疑われている生徒がいる場合には、積極的にコミュニケーションをとり、生徒から信頼されやすい学級担任として、生徒との人間関係を構築する。

イ 心の教育の充実

いじめに関する授業を年3回以上、実施する。「生命尊重」に関する授業を、人権教育年間指導計画等に具体的に位置付け、学年に応じて指導内容の工夫を図り、確実に実施する。

ウ 生徒会の活性化

生徒会が主体となって行われる「いじめを見て見ぬふりしない」ことを意識し、実践するための取組を指導、支援をする。

エ 学習環境の整備

授業規律の厳守、教室環境の整備を行い、ルールを守る意識を高揚させる。

(2) 早期発見のための取組

ア スクールカウンセラーの活用

スクールカウンセラーが授業や休み時間等に行う生徒の観察を、いじめの実態把握に役立てる。いじめが発生した場合は、いじめを受けた生徒のケアができるようにする。また、スクールカウンセラーによる1学年全員面接を実施する。

イ 生徒の自己有用感の高揚

すべての生徒に活躍の場を与えるとともに、努力した姿などを認め、賞賛をすることで生徒一人ひとりに自信をもたせる。

ウ 保護者への意識啓発

保護者会で学校のいじめ防止・いじめ対応の方針を周知し、協力を要請する。

エ 面談・アンケート調査におけるいじめ調査

三者面談や二者面談において、担任等が個別にいじめの確認を行い、相談に応じるとともに定期的に「学校生活アンケート」調査を実施し、早期発見に努める。

(3) 早期対応のための取組

ア いじめを受けた生徒を最優先

いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保することを最優先に考え、大人が見守る体制を速やかに整備する。

イ 迅速な調査

早急に全容を解明するため、生徒からの聴き取り調査などを組織的に行う。いじめの事実、及び学校の対応について、いじめに関わった生徒の保護者に報告し、いじめの解消に向けて協力を要請する。

ウ 指導方針の確定と共有

聴き取り調査の結果を踏まえ、「いじめ対策委員会」は、いじめを受けた生徒への支援、いじめを行った生徒への指導、及び周囲の生徒へのケア等の方針を確定するとともに、全教職員を緊急招集し、指導方針等を周知徹底する。また、指導に当たっては、役割分担を明確にし、全校体制で解決に向けての対応に当たる。

エ 関係機関との連携

いじめを行った生徒について、再発防止に向けて適切かつ継続的に指導及び支援するための対応策を警察や児童相談所等と連携して講じる。

8 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

重大事態とは、法第28条において以下のように示されている。

一 いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき

二 いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当な期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき

なお、生徒の生命、心身、又は財産に重大な被害が生じる場合とは、

- ・生徒が自殺を企図した場合・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合・精神性の疾患を発症した場合
- などのケースが想定される。

相当な期間については、国の基本方針では不登校の定義を踏まえ、年間30日間を目安としている。ただし、日数だけではなく、生徒の状況等、個々のケースを十分把握する必要がある。

また、生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態ととらえる必要がある。

(2) 重大事態の報告

学校は重大事態と思われる案件が発生した場合には直ちに東京都教育委員会に報告する。

(3) 調査の趣旨及び調査主体

調査は重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

重大事態発生時においては、いじめを受けた生徒の心のケアを最優先し、全教職員でその解決にあたることとする。いじめを受けた生徒に対して、心理的な負担を十分考慮しながら、時間をかけて聴き取りを行う。いじめを受けた生徒はもとより、いじめ行為を行った生徒や関係生徒からの聴き取りを行う際は、複数の教員で対応し、客観的な事実を正確に把握し、詳細な記録を作成することに努める。

学校は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ、だれから行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったのか、教職員がどのように対応したかなどの事実関係を明確にする。

なお、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分に結果が得られないと判断された場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合には、東京都教育委員会が調査を実施する。

(4) 調査結果の提供及び報告

学校又は東京都教育委員会は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について説明する。

9 教職員研修計画

(1) 校内におけるいじめ防止研修の実施

生活指導部を中心に校内研修を企画し、いじめ防止研修を年3回以上実施する。

10 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

(1) 学校便りや保護者会の積極的な活用

いじめに対する学校の取組姿勢を保護者に理解してもらうことが、保護者からの早期の情報提供につながることから、学校便りや保護者会を積極的に活用し、日頃から学校いじめ防止基本方針等について保護者に対し説明する。

(2) 保護者相談の実施

生徒がいじめについて、一番相談しやすい相手として「保護者」を挙げている調査もあることから、年度当初から、教員による個別の保護者相談を実施し、保護者が相談しやすい環境を整備する。

(3) いじめを受けた生徒の安全の確保とスクールカウンセラー等を活用したケア

いじめを受けた生徒の安全確保のために、状況をきめ細かく把握する。授業中や休み時間を利用した、複数の教員による毎日の声かけや、朝会等を利用した被害生徒の情報の共有、登下校時の付き添い等を実施する。

また、いじめを受けたことによる心理的ストレスなどを軽減するため、スクールカウンセラーやユースソーシャルワーカーを活用し、いじめを受けた生徒やその保護者をケアする。

11 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

(1) 地域人材の活用

いじめを受けた生徒のみならず、周囲の生徒も、多くの大人に見守られていることを実感できるようにするため、地域の人材を積極的に活用する。

(2) 学校サポートチームを通じた警察・児童相談所等との連携・協力

暴行や金銭強要等の犯罪行為や虐待などが疑われる場合には、迅速かつ円滑に対応できるよう、学校サポートチームを通じて、警察や児童相談所等と情報を共有し、対応策を協議する。

(3) 警察への相談・通報

いじめを受けた生徒に対する暴行や金銭強要などの犯罪行為が行われていると疑われる場合、いじめを受けた生徒を守るとともに、周囲の生徒に被害が拡大しないようにするため、速やかに警察に相談・通報する。

警察への通報等の学校の考え方について、年度当初に、保護者会等を通じて保護者との間で共通理解を構築する。

12 学校評価及び基本方針改善のための計画

(1) 学校運営連絡協議会における学校評価アンケートにより、いじめに対する取組や再発防止に向けた取組について、毎年1回の検証を行い、その改善を図る。